

令和 8 年度札幌市観光施設受入環境整備補助金 よくある質問（FAQ）

1 補助対象者

Q1

本社は札幌市内にあるが、営業する観光施設は札幌市外にある。
この場合は補助対象となりますか。

A1

補助対象となりません。

Q2

本社は札幌市外にあるが、営業する観光施設は札幌市内にある。
この場合は補助対象となりますか。

A2

補助対象となります。

Q3

札幌市内で複数の観光施設を営業しているが、それぞれの施設で申請できますか。

A3

申請可能です。
同一年度内において、同一施設が申請できるのは 1 回です。

Q4

上限額まで補助金交付を受けていないが、差額分を再度申請できますか。

A4

できません。
1 施設あたりの申請回数は 1 回が限度です。

Q5

飲食店も申請できますか。

A5

食品衛生法の許可を受けた市内飲食店で、申請日時時点で 1 年以上営業しており、今後も継続して営業する意思がある場合は補助対象となります。

Q6

テイクアウト専門店は補助対象となりますか。

A6

補助対象となりません。

飲食のための設備を設けず、商品の販売又は配達を主とする施設は対象外です。

Q7

個人事業主が経営する飲食店も申請できますか。

A7

申請できます。

食品衛生法の許可を受けた市内の飲食店で、申請日時点で 1 年以上営業しており、今後も継続して営業する意思がある場合は補助対象となります。なお、個人事業主の場合は、申請時に直近 1 期分の確定申告書の写しの提出が必要です。

Q8

バーやラウンジなどの飲食店も申請できますか。

A8

食品衛生法の許可を受けた飲食店であっても、主として従業員による接客サービスやエンターテインメントの提供を目的とし、飲食の提供が附随的であると判断される業態は補助対象となりません。個別の事業内容によって判断が異なる場合がありますので、事前に事務局へご相談ください。

2 補助対象事業・補助対象経費

Q9

「多言語対応」「災害時対応」「SDGs（環境配慮）への対応」など、要綱第 4 条に定める補助対象事業のうち、どれか 1 つを選ぶ必要がありますか。複数の補助対象事業を申請できますか。

A9

申請できます。

1 回の申請で複数の補助対象事業を申請することが可能です。

【例】

- ・「多言語対応」に係る補助対象経費 20 万円
- ・「多様な文化等への対応」に係る補助対象経費 10 万円

をまとめて申請することができます。

Q10

観光施設のホームページを多言語化する費用は補助対象になりますか。

A10

補助対象となります。

自社ホームページの多言語化に係る経費は、「多言語対応」の補助対象経費として認められています。なお、ホームページの広告掲載費やプロモーション費用は補助対象外です。

Q11

外国人観光客を呼び込むための広告掲載費や SNS 広告費は補助対象になりますか。

A11

補助対象となりません。

広告宣伝費は対象外経費とされています。多言語パンフレットや案内表示の制作費等は対象となる場合がありますが、集客を目的とした広告費は対象外です。

Q12

交付決定前に発注・購入したものは補助対象になりますか。

A12

補助対象となりません。

既に実施済み又は実施中の整備事業は補助対象外です。交付決定後に事業へ着手してください。

Q13

消費税は補助対象経費に含まれますか。

A13

原則として、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません。

ただし、免税事業者、簡易課税事業者など、要綱で定める一定の事業者については補助対象経費に含めることができます。

Q14

飲食店ですが、「キャッシュレス対応」のみを実施する場合でも申請できますか。

A14

「多言語対応」又は「多様な食文化等への対応」を既に実施し、外国人観光客の受入環境が十分に整っている場合に限り申請できます。

Q15

飲食店ですが、「和式トイレの洋式化への対応」のみを実施する場合でも申請できますか。

A15

「多言語対応」又は「多様な食文化等への対応」を既に実施し、外国人観光客の受入環境が十分に整っている場合に限り申請できます。

3 他補助金との併用

Q16

他の補助金を利用している場合でも申請できますか。

A16

利用している補助金の種類によって異なります。

札幌市の他の補助金・助成金等の交付を受けている事業、または交付を受ける見込みがある事業は本補助金の対象となりません。

一方、国や北海道、民間団体等の補助金を利用している場合は申請可能ですが、他補助金等による交付額を控除した額が本補助金の補助対象経費となります。

Q17

100 万円の設備整備を行います。国の補助金で 40 万円の交付を受ける予定ですが、本補助金にも申請できますか。

A17

申請可能です。

ただし、国の補助金による交付予定額 40 万円を除いた 60 万円が補助対象経費となります。

本補助金の補助率が 2 分の 1 の場合、本補助金の交付額は最大 30 万円となります。

Q18

今回申請する補助対象事業について、北海道の補助金を利用している場合でも申請できますか。

A18

申請可能です。

ただし、北海道の補助金について、既に交付を受けている額又は交付が見込まれる額を補助対象経費から控除したうえで補助金額を算定します。

Q19

同じ事業について札幌市の別の補助金にも申請しています。本補助金に申請できますか。

A19

申請できません。

同一事業について札幌市の他の補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受ける場合、または交付を受ける見込みがある場合は、本補助金の対象外となります。

4 補助金額・補助上限額

Q20

同一事業者が複数の観光施設又は飲食店を営業している場合、補助上限額はどれになりますか。

A20

施設ごとに補助上限額が適用されます。

【例】

同一事業者が観光施設を 2 施設運営している場合

・観光施設 A：上限 100 万円

・観光施設 B：上限 100 万円

同一事業者が飲食店を 2 店舗運営している場合

・飲食店 A：上限 50 万円

・飲食店 B：上限 50 万円

Q21

1 施設で「多言語対応」と「災害時対応」など複数の補助対象事業を申請する場合、補助上限額はどれになりますか。

A21

複数の補助対象事業を申請しても、補助上限額は 1 施設あたり 100 万円（飲食店の場合は 50 万円）です。補助対象事業ごとに上限額が適用されるものではありません。

5 申請手続き

Q22

納税証明書はどこで取得できますか。

A22

市税事務所で発行しています。

取得方法は札幌市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/shomei/index.html>

Q23

納税証明書はどの種類を提出すればよいですか。

A23

法人に課されている札幌市税（法人市民税、固定資産税など）の滞納がないことを証明する納税証明書（指名願）を提出してください。

Q24

申請から交付決定までどのくらいかかりますか。

A24

書類に不備がない場合、申請受領後おおむね 14 日程度で審査結果を通知します。ただし、申請件数や審査状況等により、通知までの日数は前後する場合があります。

6 交付決定後の手続き

Q25

交付決定後に購入予定の機器を変更できますか。

A25

変更内容によっては可能ですが、事前に計画変更等申請書（様式 6）を提出し、市の承認を受ける必要があります。無断で変更した場合は補助対象として認められないことがあります。

Q26

交付決定後に事業費が増えた場合、補助金も増額されますか。

A26

増額変更は原則として認められません。

交付決定時の補助金額が上限となります。

Q27

交付決定後に事業費が減った場合はどうなりますか。

A27

計画変更等申請書を提出してください。

補助金額は実際の補助対象経費に応じて減額される場合があります。

Q28

交付決定後に事業を中止する場合はどうすればよいですか。

A28

事前に計画変更等申請書（様式 6）を提出し、市の承認を受ける必要があります。

Q29

機器の納期遅延により事業完了が期限に間に合わない見込みです。どうすればよいですか。

A29

速やかに事務局へご相談ください。

事業の遂行が困難となった場合は、市への報告と指示を受ける必要があります。

掲載内容は令和 8 年 7 月 23 日時点のものです。
制度の詳細については、下記へお問合せください。

【問い合わせ先】

札幌市宿泊施設・観光施設受入環境整備補助金事務局

株式会社 JTB 北海道事業部内

TEL: 070-1771-8945

E メール: sapporo-subsidy@bsec.jp